

相続の準備と手続き

熊本市東区月出一丁目7番46号1F

(日赤・県立大学近く)

きただ司法書士事務所

司法書士北田晋哉

電話番号 096-285-8181

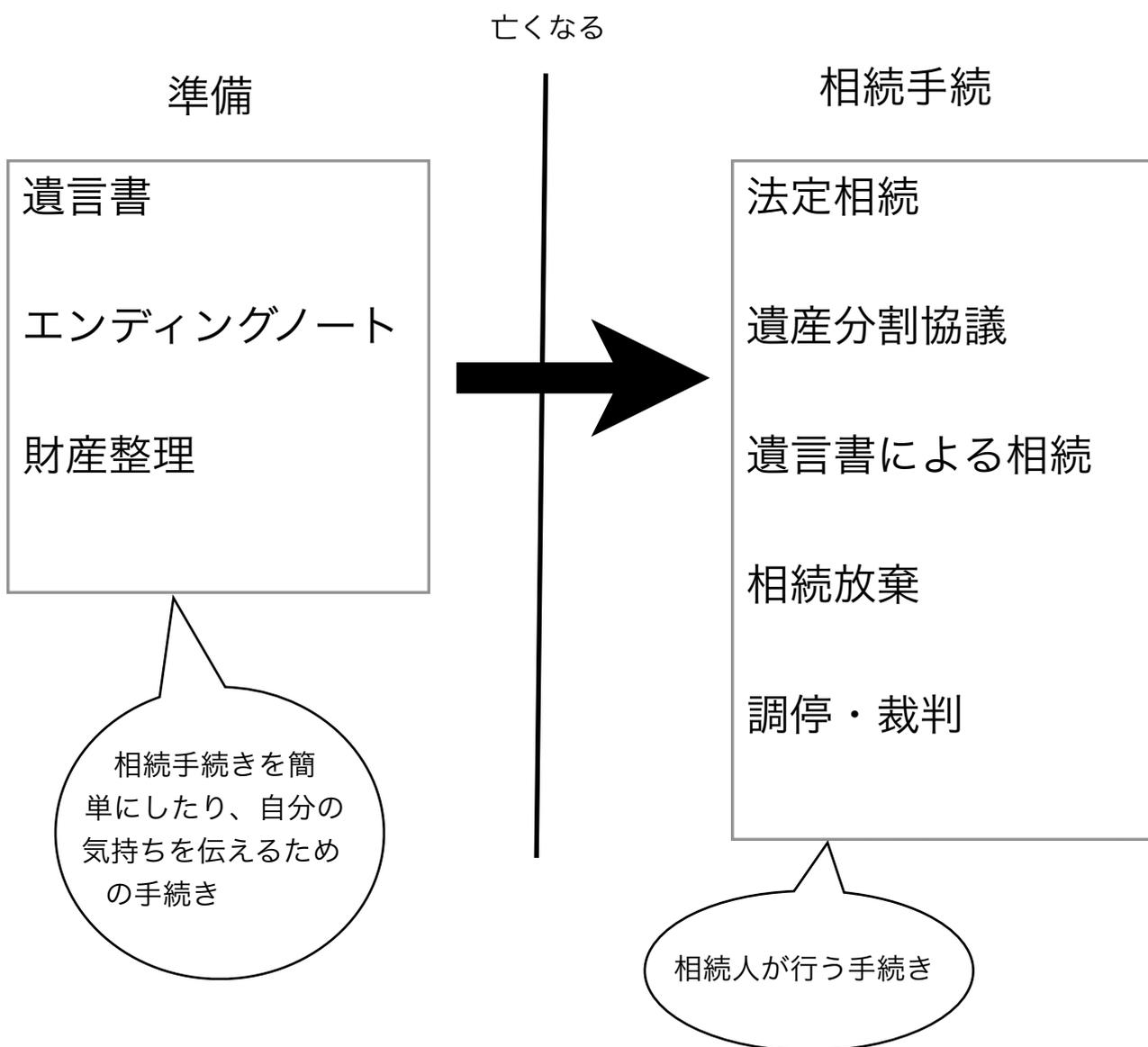
メール kitada@kitada-office.com

HP <http://www.kitada-office.com/>



1 相続の全体像

一言に相続手続きと言っても、いろいろな手続きがあります。



2 各手続きの解説

(1) 遺言書

① 遺言書に書けること

ア 財産を誰にどれだけ相続させるか

イ 遺言執行者（遺言を実現する人）

ウ 伝えたいこと（財産以外について）

② 遺言書を書いた方がいい人

ア 子どもがいない方

イ 相続人間にトラブルの可能性がある場合

ウ 経営者で自社の株式を多くお持ちの方

エ 相続人以外の人に相続財産を渡したい方

オ 誰がどの財産を相続するかを指定したい方

カ 再婚で前妻に子どもがいる方

キ 正式な形で何らかのメッセージを残したい方

(2) エンディングノート

① エンディングノートとは？

② エンディングノートを勧める理由

遺言書ではカバーできない部分を補える。

(3) 財産整理

① 亡くなったとき相続人が困ること

相続財産探し

それぞれの場所で相続の手続き

② 具体的にどんな対策がとれるのか

財産を書き出す（エンディングノートを書くことでも解決）

財産を整理→使っていない口座を一つにまとめる。

不動産を売却・贈与してしまう。

(7) 相続放棄

① 相続放棄とは

相続放棄は、亡くなった方の相続財産を一切相続しない手続きです。
プラスの財産、マイナスの財産のすべて相続できません。

② 相続放棄の注意点

原則3ヶ月内に手続きが必要。
家庭裁判所に申立が必要。

(8) 調停・裁判

話し合いで、どうしてもなくなったら・・・

贈与と遺言書作成について

熊本市東区月出一丁目7番46号1F
(日赤・県立大学近く)

きただ司法書士事務所 司法書士北田晋哉

電話番号 096-285-8181

メール kitada@kitada-office.com

HP <http://www.kitada-office.com/>

1 贈与



メリット

今、名義が変わるため安心

確実に名義が変更になる

(遺言書は、その記載などで争いが生じる可能性があるため)

デメリット

遺言書作成・遺産分割協議に比べ、費用がかかる(贈与税・登記費用)

遺留分(相続人が請求すれば最低限もらえる相続財産)の問題が生じる可能性がある

遺言書などが無い場合、ほかの財産(預金など)については、相続開始時に話し合いが必要になる

必要書類

権利証

現在の名義人の印鑑証明書

名義人になる方の住民票

全員の実印

全員の身分証明書

2 遺言書作成

メリット

一般的に費用が贈与に比べ、安い

相続開始後の手続きが比較的簡単になる

デメリット

現状では名義の変更はされない

遺言書の作成の手間がかかる

必要書類

遺言者の実印及び印鑑証明書

相続人の戸籍謄本及び住民票

固定資産税評価証明書

公証人役場の指示により上記以外の書類が必要になる場合があります。